

会計年度任用職員の勤務条件に関する留意事項

神 崎 町

○ 任用根拠について

地方公務員法第22条の2の規定に基づく「会計年度任用職員」として任用するものです。

○ 服務規律の適用について

会計年度任用職員は、常勤職員と同様に、地方公務員上の「服務に関する規定」が適用され、違反した場合は懲戒処分の対象となります。

- ・ 服務の宣誓
- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・ 信用失墜行為の禁止
- ・ 秘密を守る義務
- ・ 職務に専念する義務
- ・ 政治的行為の制限
- ・ 争議行為等の禁止

※ パートタイム会計年度任用職員については、営利企業への従事等の制限は適用されませんが、兼業の内容等によっては上記の服務規律に違反し、処分の対象となる場合があります。

○ 条件付採用について

任用日から1か月間は条件付採用期間となります。なお、1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで（最長で任期末日まで）延長されます。

条件付採用期間中は、報酬・休暇等の待遇に差異はありませんが、重大な過失を犯したり、業務に耐えられないと判断された場合は、免職となります。

○ 再度の任用について

任用期間は最長でも年度末までとなり、原則は毎年度公募による任用となります。

したがって、その後も継続しての任用が約束されるものではありませんが、翌年度以降も同様の職が置かれる場合には、勤務成績等によっては、公募によらず再度の任用となる可能性もあります。ただし、機会の均等性や公平性を確保するため、3年度に1度は公募を行います。